



埼玉県報

第141号
令和2年(2020年)
9月15日
火曜日

目次

規則

- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

告示

- 総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託に関する入札公告（総務事務センター）
- 埼玉県製菓衛生師試験の実施（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 箕和田用水土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 鴻巣都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 狭山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 狭山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道松戸草加線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道松戸草加線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道松戸草加線の供用の開始（越谷県土整備事務所）

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月十五日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇三六

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部中「暴力団排除対策室長」を「暴力団排除対策室長
交通指導室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年12月16日（水）から令和6年1月31日（水）まで。ただし、令和3年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 平成22年4月以降に国、都道府県又は政令指定都市における本業務と種類、規模が同等以上の業務の受注実績があり、誠実に履行した者であること。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター認定第一担当 山瀬 電話048-830-2394（直通） 電子メール a2375-09@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年11月2日（月）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年10月30日（金）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年11月2日（月）午前9時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 令和2年11月2日（月）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年10月13日（火）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年10月5日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Comprehensive screening and help desk services for the Saitama Computerized Administrative System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., November 2, 2020

By registered mail: 4:00 p.m., October 30, 2020

In person: 9:00 a.m., November 2, 2020

(3) Contact Information:

First Approval Group, Computerized Administration Center,
Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Tel. 048-830-2394
E-mail: a2375-09@pref.saitama.lg.jp

告示

埼玉県告示第九百九十九号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和二年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和二年十二月二十二日（火）	埼玉県民健康センター（埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号）、 さいたま共済会館（埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号）

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技

三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）第二条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

令和二年十月七日（水）から十月二十三日（金）まで

埼玉県製菓衛生師試験センター（印西郵便局私書箱七号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

令和三年二月四日（木）午前十時から同年二月五日（金）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

令和三年二月四日（木）午前十時から同年三月三日（水）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第千号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ久喜

埼玉県久喜市本町七丁目千百四十六番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

ハ 変更年月日

令和二年六月一日

ニ 届出年月日

令和二年八月二十八日

二 縦覧期間

令和二年九月十五日から令和三年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年九月十五日から令和三年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
箕和田用水利地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所
について、次のとおり届出があった。

令和二年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	吉川 國平	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百十三番地
監事	渡邊 貴代	同 同 百九十五番地二

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	渡邊 貴代	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百九十五番地二
監事	渡邊 繁太郎	同 同 同 百五十番地

告 示

埼玉県告示第千二号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量及び現地測量）

三 作業地域

鶴ヶ島市中新田外

四 作業期間

令和二年九月十日から令和三年二月五日まで

告 示

埼玉県告示第千三三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―八―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

加須市下高柳字住吉百十八番一 他四十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千九百三十七・九九立方メートル

告 示

埼玉県告示第千四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和二年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
鴻巣	都市計画 区域名							
鴻巣市	市町村名							
区域区分	都市計画の 種類及び名称							
令和二年十月 二十一日午後 二時から	期日及び時間	公聴会						
鴻巣市役所 本庁舎4階大 会議室	場 所							
令和二年九月 十五日から令 和二年九月二 十九日午後五 時一五分まで	提出期間	公述申出書						
埼玉県都市整 備部都市計画 課、鴻巣市都 市建設部都市 計画課	提出先							
令和二年九月 十五日から令 和二年九月二 十九日まで	閲覧期間	都市計画の構想						
埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、鴻巣市 都市建設部都 市計画課	閲覧場所							

公 述 申 出 書

令和2年9月15日付け埼玉県報に登載された鴻巣都市計画区域区分の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 2年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

(2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五号

日高市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千六号

狭山市から狭山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第七七号

狭山市から狭山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松戸草加線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
	八潮市大字西袋字川東一二三九番二地先から 同市大字西袋字川東一二四〇番二地先まで	八潮市大字西袋字川東一二五八番二地先から 同市大字柳之宮字川向六六番一〇地先まで		区 間
七・二七〽七・三五	六・〇〇〽六・〇〇	一二・五三〽 二六・八二	九・〇〇〽 一七・七三	敷地の幅員 (メートル)
四九・二六		一四五・一六		(メートル) 延 長
	の 一 部 変 更 で あ る。 し た 道 路 予 定 区 域	令 和 元 年 十 一 月 一 日 付 け 埼 玉 県 越 谷 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 八 号 で 告 示		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

松戸草加線	路線名
八潮市大字西袋字川東一二四四番地先から 同市大字西袋字川東一二四七番二地先まで	供用開始の区間
令和二年九月十六日	供用開始の期日
令和元年十一月一日付 け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第八号で 告示した道路予定区域 の一部供用開始である。	備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

松戸草加線	路線名
八潮市大字西袋字川東一二四一番三地从先から 同市大字柳之宮字川向六六番一〇地先まで	供用開始の区間
令和二年九月十六日	供用開始の期日
令和元年十一月一日付 け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第八号で 告示した道路予定区域 の一部供用開始である。	備考